教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を 求める意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。

文部科学省が4月に公表した「教員勤務実態調査」において、過労死ライン(時間外勤務が月80時間超)の教員が小学校で33.5%、中学校で57.7%に上っていることが明らかになっています。教職員の長時間労働の実態について直ちに改善が必要であるとの認識のもと、中央教育審議会に「学校における働き方改革特別部会」が設置され、審議を重ね、8月29日に「緊急提言」、12月22日には「中間まとめ」が文部科学省に提出されました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしく働くためには、長時間労働是正が必要であり、教職員定数改善が欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定の水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもたちの学びを保証するための条件整備は不可欠です。

よって政府及び国会におかれましては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月19日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて